

## 甲良町公告第 12 号

### 事後審査型条件付一般競争入札公告

下記業務について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年4月10日

甲良町長 寺本 純二

#### 1. 業務概要等

##### (1) 業務名

令和8年度 測設 第1号

甲良町住宅用地開発事業基本設計業務委託

(以下「対象業務」という。)

##### (2) 場所

甲良町大字尼子地先

##### (3) 期間

契約締結の日 から 令和9年3月31日 まで

##### (4) 概要

少子高齢化が進む甲良町において、人口流出を食い止め、地域活性化を図ることを目的として、令和6年度に行った「尼子駅周辺住宅用地創出支援業務」を踏まえ、尼子駅周辺にて住宅開発の実現に向けた検討を行う。本業務はそれに先立ち、関係機関協議及び住民説明を行うための基本設計ならびに測量業務を実施するものである。

##### (5) 予定価格（入札比較価格）

事後公表とする。

##### (6) 最低制限価格

最低制限価格を設けない。

#### 2. 入札参加に必要な資格に関する事項

対象業務の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「入札公告の日」とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 令和8年度甲良町競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に次のとおり登録されている者

ア. 登録における業種が「建設コンサルタント」である者

イ. 測量士を3名以上登録している者

ウ. 事業所の所在地要件

滋賀県内に本社・支店・営業所を置いているもの

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 次に掲げる技術者要件

- ア. 令和3年4月以降に官公庁が発注する業務で、造成工事に係る基本計画又は、基本設計業務（共に4ha以上）を完了したことがある者。
- イ. 管理技術者および照査技術者は、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件（共通仕様書）」で（土木交通部関係）の業務Aに対応する技術者（都市計画及び地方計画部門）を配置すること。

3. 設計図書の閲覧等

設計図書、仕様書および図面は、下記により閲覧に供する。

- (1) 期間 令和8年4月10日(金)から令和8年4月30日(木)まで  
(2) 場所 甲良町 電子入札情報公開システム内  
(3) 設計書および仕様書は、当該入札参加者において、甲良町入札情報公開システムから入手すること

4. 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問は次のとおり行う。

- (1) 受付期間 **令和8年4月17日(金) 正午まで**  
(2) 提出方法 指定様式により、甲良町役場企画監理課あてメールで送信のこと。  
この際、件名は「業務番号 業務名 質疑送付」とすること。  
(持参、郵便は受け付けない)  
(3) メール宛先 「bid@town.koura.lg.jp」(甲良町企画監理課メールアドレス)  
質問書指定様式は、甲良町ホームページからダウンロードすること。  
(4) 回 答 **令和8年4月23日(木)17時までに甲良町情報公開システムにて提出する。**

5. 入札参加資格申請の提出等

事後審査型のため、入札書提出時の入札参加資格申請の提出は不要とする。

6. 現場説明

現場説明は行わない。

7. 入札執行の方法

- (1) 入札書等の提出

本件入札は、電子入札により執行する。

入札書受付期間：令和8年4月28日(火)9時00分から令和8年4月30日(木)17時00分まで  
電子入札システムにより、入札金額・くじ入力番号を入力し、積算内訳書および誓約書を添付して提出すること。

紙入札で参加する場合は、受付期間内に以下の送付先へ(2)を提出すること。

送付先：〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1 甲良町役場企画監理課

(2) 添付書類内容(要押印)

- ア. 積算内訳書
- イ. 誓約書
- ウ. くじ入力番号を記載した入札書
- エ. 紙入札参加届出書

様式は、甲良町ホームページからダウンロードすること。

なお、ア、イ、ウについては、封筒に入れ、封筒に案件名及び入札書在中と記載の上、入札参加資格申請時に登録された使用印鑑で封緘(糊付け、封印)して提出すること。

(3) 開札日時等

開札は、令和8年5月1日(金)09時00分から順次行う。

開札場所 甲良町役場 企画監理課

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札の執行回数は、原則として2回までとし(2回目の入札においては、積算内訳書は要しない。)、2回目の入札で落札者がいない場合は、入札執行者は、入札の取りやめを確認し、電子入札システムにより取止め通知書(様式第11号)を入札参加者に送信する。また、紙入札の届出を受理した入札参加者には、入札執行者は、書面により取止め通知書又は中止通知書を書面により送付する。

(6) 入札参加資格の審査および落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、最低の価格で入札した者を候補者とし、入札参加資格の確認の後、落札者を決定する。

落札候補者のみ提出された入札参加資格確認書類を審査するものとし、落札候補者が参加資格を満たしていない場合は、次点の候補者について審査を行い、落札者が決定するまで順次審査を行う。落札候補者決定の通知を受けたものは、次に掲げる資料を提出しなければならない。

ア. 条件付一般競争入札資格確認申請書(事後審査用)

イ. 令和3年4月以降に官公庁が発注する業務で、造成工事に係る基本計画又は、基本設計業務(共に4ha以上)を完了したことわかる物(契約書の写し、テクリス等)

ウ. 測量技術者の資格書・配置していることが確認できる書類(測量士名簿記載事項証明書等)を3名分提出すること。前述書類と併せて、配置予定者の免許等の写しならびに直接的かつ恒常的に雇用関係にあることを証するもの(健康保険被保険者証または社会保険標準月額決定通知書等)の写しを添付のこと。

(7) 提出書類の作成等

入札参加申込は指定様式で作成し、送信すること。(押印不要)

提出された技術資料は返却しない。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

## 9. 契約

- (1) 契約書作成の要否 要

## 10. 支払条件等

- (1) 前払金は無し。
- (2) 部分払金は無し。

## 11. 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札
- (3) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (4) 入札書(積算内訳書含む)記載の金額、氏名ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札(紙入札においては押印が確認できないものも含む。)
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 入札額と積算内訳書の金額が異なる入札
- (7) 代表者又は受任者が変更されているが、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して電子入札に参加した入札
- (8) 他人のICカードを不正取得し、名義人になりすまして電子入札に参加した入札
- (9) 同一の案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して電子入札に参加した入札
- (10) 不正な目的でICカードを使用したと入札執行者が認めた入札
- (11) 入札書記載の金額を加除訂正した入札(紙入札)
- (12) 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合における当該箇所に訂正印がない入札(紙入札)
- (13) 封筒に記載の案件名又は差出人と同封された入札書の案件名又は入札者が相違する入札(紙入札)
- (14) 開札日時において、有効期限を過ぎるICカードにより提出された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

## 12. その他

- (1) 初度の応札において、応札しなかった者、又は失格の者は、本件について再度入札に参加できない。
- (2) 入札において、指定様式による積算内訳書を同時に提出すること。なお、提出された積算内訳書を開示する場合もあります。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、8(2)に記載した契約保証金の措置を講じたうえ、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失う。ただし、発注者が提出できないことに同意した場合は除く。
- (4) この入札または積算内訳書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 入札書、積算内訳書に記載されている合計額において1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てた金額とする。
- (6) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法および同法施行令ならびに甲良町財務規則、甲良町建設工事執行規則、甲良町建設工事等入札執行要領、甲良町条件付一般競争入札実施要領、甲良町現場代理人の常駐に関する運用基準の定めによる。
- (7) 入札および契約手続に係る働きかけ行為があった場合は、甲良町入札および契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱(平成23年訓令第5号)第4条の規定による措置をとるものとする。
- (8) 甲良町発注工事等の施工等において暴力団員等から不当介入を受けた場合は滋賀県彦根警察署刑事第2課(0749-27-0110)及び甲良町企画監理課契約担当(0749-38-5061)へ通報し、警察署が行う調査に協力すること。通報に際しては不当介入通知書(様式第1号)を町ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して下記へFAXにて送付すること。

FAX番号 滋賀県彦根警察署・・・0749-27-0130  
甲良町企画監理課・・・0749-38-5072